

第七回国会 厚生委員会 議 録 第 十 七 号

昭和二十五年三月二十五日(土曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 堀川 恭平君

委員 青柳 一郎君 理事 大石 武一君

理事 田中 重彌君 理事 中川 俊忠君

理事 松永 佛骨君 理事 岡 良一君

理事 田中 アサノ君

今泉 貞雄君 高橋 等君

田中 元君 丸山 直友君

巨 四郎君 堤 ツルヨ君

出席國務大臣

厚生大臣 林 護治君

出席政府委員

(厚生事務官)

(社会局長) 木村忠二郎君

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

三月二十四日

委員田中元君辞任につき、その補欠として山本猛夫君が議長の名で委員に選任された。

同月二十五日

委員山本猛夫君辞任につき、その補欠として田中元君が議長の名で委員に選任された。

三月二十三日

放射線技師法制定に関する請願(岡良一君紹介)(第一七二〇号)

遺族の援護対策確立に関する請願外五件(橋本龍伍君紹介)(第一七一五号)

同外二件(中原健次君紹介)(第一七三七号)

第一類第八号

厚生委員會議録第十七号

昭和二十五年三月二十五日

同(青柳一郎君紹介)(第一七七四号)

同(佐竹晴記君紹介)(第一七七五号)

同外一件(逢澤寛君紹介)(第一八〇五号)

同(池見茂隆君紹介)(第一八〇六号)

同外十七件(前尾繁三郎君紹介)(第一八二九号)

津久見港に検疫所設置の請願(金光義邦君外六名紹介)(第一七四八号)

あん摩術営業法案反対に関する請願(松谷天光君紹介)(第一七七六号)

伊豆七島及び伊豆半島一帯の区域を海洋国立公園に指定の請願(島山鶴吉君紹介)(第一七七九号)

医薬分業制度確立に関する請願(中野四郎君紹介)(第一八〇三号)

同(鈴木幹雄君紹介)(第一八〇四号)

国立大阪病院白浜分院を田辺市に移転反対の請願(青柳一郎君紹介)(第一八一五号)

国立病院勤務医師の待遇改善に関する請願(青柳一郎君外一名紹介)(第一八一七号)

国立岩手療養所災害復興に関する請願(淺利三朗君紹介)(第一八二〇号)

国立療養所患者の食費増額に関する請願(淺利三朗君紹介)(第一八二二号)

健康保険法改正反対に関する請願

(淺利三朗君紹介)(第一八二三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

生活保護法案(内閣提出第二一六号)

派遣委員の調査報告に関する件

○堀川委員長 これより會議を開きます。

まず派遣委員の報告聴取の件を議題といたします。最初に広島県における共同募金の実情調査のため、去る二月六日より六日間におたつて広島県に行かれた中川派遣委員より報告を聴取することといたします。中川委員。

○中川委員 それでは先般共同募金の実情調査に参りました広島県の調査の結果の概要を御報告申し上げます。

広島県に発生した共同募金に関する不祥事件は、共同募金運動の指導監督の地位にある地方公務員が、保管中の募金を飲食費、その他不正の用途に支出費消してしまつたものであります。国民運動として順調な発展の過程にあるわが国の共同募金運動の今後の進展に重大な影響がありますので、当委員会におきましては、これを契機として共同募金運動に対する弊害を根絶し、今後における本運動の円滑なる遂行を期するため、広島県における共同募金の実情について現地調査を行い、その運動実施方法を検討して対策を考究樹立せんとするものであつたのであります。

調査の方法といたしまして、当委員会においては、青柳一郎君、堤ツルヨ君並びに私を現地に派遣し、調査員太田義秋君を同行したのであります。

調査は、調査の真意について説明書を現地各新聞に発表し、その趣旨を明確にするともに二月八日、九日の二日間広島において調査にあたつたのであります。調査はまず県庁において、補綴知事以下関係官より不祥事件の概略並びに昭和二十二年以降の共同募金運動の実情について詳細に聴取するとともに広島市、安芸郡瀬田町における共同募金運動の実情について、それらに現地に参り調査を行つたのであります。また受益団体のおもな代表者を県庁に招致し、共同募金に関して、配分問題はもとより、いろ／＼の角度より種々意見を熱心に聴取したのであります。

第三に、不祥事件の概略について申し上げます。

広島県においては昭和二十四年七月、八月ごろ、尾道市共同募金係の職員が募金を横領した不正事件(現在起訴中)が摘発されて以来、県の募金関係にも不正云々の風評が起り、疑惑が向けられていたところ、たま／＼元県民生部児童課員兼共同募金委員会事務局幹事主任中谷主事の非行により、募金不正費消の書類を広島市東警察署に押収されたので、県募金関係に対する疑いが濃厚になつて来たのであります。同警察において、昭和二十四年十一月下旬あたりに捜査を開始し、証拠書類を多数押収したので、同十二月五日民生部長永岡退蔵、厚生課長坂谷好夫、厚生課庶務主任山田知彦を強制收容したのであります。不正事件の内容は、昭和二十二年及び二十三年に於ける共同募金を飲食費その他不正の用途に支出費消したというのであります。検査当局においては、昭和二十四年十二月二十二日前記民生部長、厚生課長、厚生課庶務主任及び日本赤十字社広島支部事務局局長兼共同募金委員会事務局次長中邑元氏を業務上横領の罪名で起訴し、同月三十日民生部長永岡退蔵氏、厚生課長坂谷好夫氏の兩名を前記罪名をもつて追起訴したのであります。

起訴内容については、資料として起訴状の写しがあるのでここでは省略いたします。その後本事件はさらに発展し、本年一月二十日前記前商工部長も前記罪名で起訴收容され、次いで中国新聞社社長藤山松氏、並びに日刊広島新聞社社長加藤可憐氏が強制收容されたのであります。

第四、事件発生の原因を要約して申し上げますれば、広島県は共同募金運動に県の幹部官吏が事実上関與し、県の業務制によりその運営をはかり、支配権を掌握してゐたのであります。また共同募金に関する諸規約並びに運動方針の規定等、運営について何ら定められないものがなかつたのであります。募金管理、会計事務にはなほだしく適正を欠き、かつ事務取扱いが粗雑であり不備で、大いに欠陥があつたことが指摘されるのであります。

第六に調査に基く意見を申し述べます。

第一類第八号

厚生委員會議録第十七号

昭和二十五年三月二十五日

同(青柳一郎君紹介)(第一七七四号)

同(佐竹晴記君紹介)(第一七七五号)

同外一件(逢澤寛君紹介)(第一八〇五号)

同(池見茂隆君紹介)(第一八〇六号)

同外十七件(前尾繁三郎君紹介)(第一八二九号)

津久見港に検疫所設置の請願(金光義邦君外六名紹介)(第一七四八号)

あん摩術営業法案反対に関する請願(松谷天光君紹介)(第一七七六号)

伊豆七島及び伊豆半島一帯の区域を海洋国立公園に指定の請願(島山鶴吉君紹介)(第一七七九号)

医薬分業制度確立に関する請願(中野四郎君紹介)(第一八〇三号)

同(鈴木幹雄君紹介)(第一八〇四号)

国立大阪病院白浜分院を田辺市に移転反対の請願(青柳一郎君紹介)(第一八一五号)

国立病院勤務医師の待遇改善に関する請願(青柳一郎君外一名紹介)(第一八一七号)

国立岩手療養所災害復興に関する請願(淺利三朗君紹介)(第一八二〇号)

国立療養所患者の食費増額に関する請願(淺利三朗君紹介)(第一八二二号)

健康保険法改正反対に関する請願

(淺利三朗君紹介)(第一八二三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

生活保護法案(内閣提出第二一六号)

派遣委員の調査報告に関する件

○堀川委員長 これより會議を開きます。

まず派遣委員の報告聴取の件を議題といたします。最初に広島県における共同募金の実情調査のため、去る二月六日より六日間におたつて広島県に行かれた中川派遣委員より報告を聴取することといたします。中川委員。

○中川委員 それでは先般共同募金の実情調査に参りました広島県の調査の結果の概要を御報告申し上げます。

広島県に発生した共同募金に関する不祥事件は、共同募金運動の指導監督の地位にある地方公務員が、保管中の募金を飲食費、その他不正の用途に支出費消してしまつたものであります。国民運動として順調な発展の過程にあるわが国の共同募金運動の今後の進展に重大な影響がありますので、当委員会におきましては、これを契機として共同募金運動に対する弊害を根絶し、今後における本運動の円滑なる遂行を期するため、広島県における共同募金の実情について現地調査を行い、その運動実施方法を検討して対策を考究樹立せんとするものであつたのであります。

調査の方法といたしまして、当委員会においては、青柳一郎君、堤ツルヨ君並びに私を現地に派遣し、調査員太田義秋君を同行したのであります。

調査は、調査の真意について説明書を現地各新聞に発表し、その趣旨を明確にするともに二月八日、九日の二日間広島において調査にあたつたのであります。調査はまず県庁において、補綴知事以下関係官より不祥事件の概略並びに昭和二十二年以降の共同募金運動の実情について詳細に聴取するとともに広島市、安芸郡瀬田町における共同募金運動の実情について、それらに現地に参り調査を行つたのであります。また受益団体のおもな代表者を県庁に招致し、共同募金に関して、配分問題はもとより、いろ／＼の角度より種々意見を熱心に聴取したのであります。

第三に、不祥事件の概略について申し上げます。

広島県においては昭和二十四年七月、八月ごろ、尾道市共同募金係の職員が募金を横領した不正事件(現在起訴中)が摘発されて以来、県の募金関係にも不正云々の風評が起り、疑惑が向けられていたところ、たま／＼元県民生部児童課員兼共同募金委員会事務局幹事主任中谷主事の非行により、募金不正費消の書類を広島市東警察署に押収されたので、県募金関係に対する疑いが濃厚になつて来たのであります。同警察において、昭和二十四年十一月下旬あたりに捜査を開始し、証拠書類を多数押収したので、同十二月五日民生部長永岡退蔵、厚生課長坂谷好夫、厚生課庶務主任山田知彦を強制收容したのであります。不正事件の内容は、昭和二十二年及び二十三年に於ける共同募金を飲食費その他不正の用途に支出費消したというのであります。検査当局においては、昭和二十四年十二月二十二日前記民生部長、厚生課長、厚生課庶務主任及び日本赤十字社広島支部事務局局長兼共同募金委員会事務局次長中邑元氏を業務上横領の罪名で起訴し、同月三十日民生部長永岡退蔵氏、厚生課長坂谷好夫氏の兩名を前記罪名をもつて追起訴したのであります。

起訴内容については、資料として起訴状の写しがあるのでここでは省略いたします。その後本事件はさらに発展し、本年一月二十日前記前商工部長も前記罪名で起訴收容され、次いで中国新聞社社長藤山松氏、並びに日刊広島新聞社社長加藤可憐氏が強制收容されたのであります。

第四、事件発生の原因を要約して申し上げますれば、広島県は共同募金運動に県の幹部官吏が事実上関與し、県の業務制によりその運営をはかり、支配権を掌握してゐたのであります。また共同募金に関する諸規約並びに運動方針の規定等、運営について何ら定められないものがなかつたのであります。募金管理、会計事務にはなほだしく適正を欠き、かつ事務取扱いが粗雑であり不備で、大いに欠陥があつたことが指摘されるのであります。

第六に調査に基く意見を申し述べます。

第一類第八号

厚生委員會議録第十七号

昭和二十五年三月二十五日

同(青柳一郎君紹介)(第一七七四号)

同(佐竹晴記君紹介)(第一七七五号)

同外一件(逢澤寛君紹介)(第一八〇五号)

同(池見茂隆君紹介)(第一八〇六号)

同外十七件(前尾繁三郎君紹介)(第一八二九号)

津久見港に検疫所設置の請願(金光義邦君外六名紹介)(第一七四八号)

あん摩術営業法案反対に関する請願(松谷天光君紹介)(第一七七六号)

伊豆七島及び伊豆半島一帯の区域を海洋国立公園に指定の請願(島山鶴吉君紹介)(第一七七九号)

医薬分業制度確立に関する請願(中野四郎君紹介)(第一八〇三号)

同(鈴木幹雄君紹介)(第一八〇四号)

国立大阪病院白浜分院を田辺市に移転反対の請願(青柳一郎君紹介)(第一八一五号)

国立病院勤務医師の待遇改善に関する請願(青柳一郎君外一名紹介)(第一八一七号)

国立岩手療養所災害復興に関する請願(淺利三朗君紹介)(第一八二〇号)

国立療養所患者の食費増額に関する請願(淺利三朗君紹介)(第一八二二号)

健康保険法改正反対に関する請願

(淺利三朗君紹介)(第一八二三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

生活保護法案(内閣提出第二一六号)

共同募金運動は、今後運動実施方法等を検討し、その対策を考究樹立するとともに、全国的に十分これを調査、指導、監督する方途を講ずる必要があると思ふのであります。また本運動推進の主導的機関として、各階層諸団体の代表により民主的に組織されている共同募金委員会を檢討し、官吏の支配を拂拭して、社会的に信頼ある強力な組織を確立するとともに、公正活発なる民主的運営をはかり、民間運動の母体としての真価を發揮させる必要があると思ふのであります。また共同募金運動に婦人及び青年の理解と協力を得るため、募金委員に相当数の婦人及び青年を参加せしめることを考慮する必要があると思ふのであります。また事務局はとくく利便とか経費の節減のために官庁内に置き、兼務職員により運営される傾向がありますが、官庁依存の旧思想を改め、官僚化を排し、でき得る限り官庁外にこれを設けて、その整備充実をはかるなどの方途を講じ、募金委員会の事務処理に万全を期する必要があると思ふのであります。さらに運動に要する諸経費の節約をはかり、中央共同募金委員会において、各都道府県共同募金委員会、並びにその事務局の維持運営費及び宣伝、啓蒙の経費の必要額を計上することとし、支出の適正を期したいと思ふのであります。この問題については、各府県の実情をそれ／＼尊重すべきではあるが、でき得る限り全国的に統制ある規模のものにする必要があると考えられるのであります。募金の処理方法等は、これを寄附者たる一般国民に容易に納得でき得る方途を講じ、その内容は十分了解され得る方法をもつて一般

に公表して、広く周知徹底を期する必要があると考えられるのであります。募金方法を検討考究し、均等割による割当強制等の措置は、これを排除し、地方の実情に應じ、かつ個人の寄附能力に即応する寄附を自発的なものとし、えられるのであります。募金の目標額の設定並びに配分額の決定は重要な部門であり、その適否は募金運動の実施、社会事業の維持、発展に重大な影響を及ぼすので、詳細なる調査と科学的な検討をなし、慎重に審議する必要があると考えられます。また募金の保管、出納経理などに細心の留意を拂い、十分その責任を明確にし、また行政官庁の監督を明らかにするとともに、中央共同募金委員会の都道府県共同募金委員会に対する監督を強化し、さらに地区その他補助機関、並びに配分金の使途監督を実施し、これを公表して一般国民に疑念を抱かしめないよう考慮する必要があると考えられます。また共同募金運動は、一般国民の社会事業に対する深い理解に基いて、自発的な寄付を求むる運動であり、また、受益団体の絶大なる熱意と協力による社会事業に関する啓蒙運動を展開して、一般国民の理解と認識を深める必要があると考えられるのであります。

以上はなほ簡単であります。先般広島県に出張いたしました共同募金の実情調査に関する概略を御報告申し上げた次第であります。

○堀川委員長 何か御質疑ありませんか。

○菊田委員 御調査になりました、御苦勞までございました。これに関連して一、二お伺いしたいことがございます。それは広島県下に出つた赤い羽根の不正事件に關しましては、県民一般の間に極端な身辺にもそういう問題があるというものがもたらした風評であつた。これはこちらから派遣委員が行かれるところから、すでにそういう風評があつたわけですが、この点につきましまして派遣委員の方では何らかの御調査になりましたかどうかお聞きたいのであります。

○中川委員 私どもが参りましたときには、広島商工部長が三十万円を他に融通したといふことだけは、係官から実情を調査いたしましたのであります。しかしその三十万円が当時の係官の説明では、宴會費が何かに使つておつたので、県知事に三十万円を渡したといふことは、私どもが帰つてから後に私どもの耳に入つたのであります。私どもが参りましたときは、三十万円を他へ融通した關係で逮捕されたといふことは聞いたのでありますけれども、これはまつたくだいませ申し上げます。うな実情であつたのであります。當時は極端な身辺にこれを渡したといふことは聞かなかつたのであります。

○青柳委員 ただいま中川さんからお答えがありました。私も同行した者の一人として、私の責任上から一言申し上げておきたいことがござります。それはすでに菊田委員も御存じのように、またただいまも御報告がありましたが、この事件の内容を檢察的に掘り下げるといふことは、われ／＼の使命でない。それはあちらさんの言ふことを聞くのみであつて、その調査はいたさなかつたのであります。今まで

起つた事件を一応聞きまして、今後そういう事件をなからしめるためには、いかなる対策を講ずべきかという点に重点をおいていたしたので、その点について菊田委員の御了承を願ひたいと思ひます。

○菊田委員 ただいま青柳委員からの補足的な御説明もあつたのでありますけれども、しかしただ向うがどういふうなことをやつておるかといふことをだけ聞くだけでございまして、ならば、わざ／＼國費を使い、貴重な時間を割いて現地まで行く必要はなかつたと思ふのであります。やはりそういうことはすでに県民一般の聲であつたと思ふのであります。特に私は広島県出身である中川さんは御存じないはずはないと思ふので、すでにこちらから派遣委員が行かれた直後、三日には県民の要望にこたえて広島県の労働組合の協議会の議長である松江澄という人、日本共産党広島県委員会の田村幸人という人、この両氏の名前をもつて県知事の告発をされておるはずであつて、そういうようなことが直後にはつきりしたことがあるといふのに、こちらからわざ／＼国民の代表として、しかも厚生委員会から派遣された委員がただ県庁へ行つて、そうして向うの言ふことだけを聞いて来たといふことは、国会として、委員会として委員の不見識だと思ひます。やはりこういうことにつきましましては、調査のやり方についての粗漏という点はまぬかれな。これは私個人のお考えではなくして、国会の権威のために、そういう点については非常に遺憾の意を表したい。かように考えます。

○中川委員 ただいま青柳委員からも御説明があつたのであります。私も先般広島に参りました。まず声明書を出したのであります。それは本件はすでに檢察当局が調査中でありまして、参議院議員におきましては檢察当局に参りまして調査したのであります。が、しかしむしろ調査中に属します秘密事項に關しては、檢察当局ではこれの発表を差控えたのであります。同時に非常に檢察当局の感情を誹らないこととで害したといふことで、何ら得ることとがなかつた。こういうことを私どもは事前に承知をいたしておりましたので、事すでに檢察当局によつて調査中のものを、われ／＼が行つてこれを根掘り葉掘り聞いてみたところで、どうせ言ひわけはないので、ただ感情を害するだけだから、それよりはもつと効果的に他の面を檢討して、こういう事態が再び起らないように、その根拠を根絶する方に主力を傾注したい。かように考えまして、私どもは檢察当局には参らなかつたのであります。同時にこの三十万円の問題も、私どもは帰京後に、これが県知事に渡されたといふことを新聞で見たのであります。また、これも目下檢察庁で調査中でありまして、はたして県知事に渡したかどうかといふことも不明であります。ただ新聞の一片の記事によつてそのことを承知しただけでありまして、これを縣知事に完全に渡されておるかどうかといふ点につきましましては、いま少し時日をかけて検討する必要があります。ではないか、かように考えております。

○青柳委員 私に關連いたしますから、私からお答えいたします。ただいま菊田委員は、非常に奇怪なことをお

で、それに到達しなければその県内におけるいろいろな社会事業施設を行うことができないという結果になります。

ので、厚生当局においてはむろん強制的にやつたというような御発言は今日までなかつたかもしれませんが、地方におきましては果独自でやる問題でありますから、どうしても半強制的にやらなければならぬというものが元方の意向であつたのであります。そこで私もそれを半強制的にしない、あるいはもつと科学的に検討する方法はないか。こういう点についていろいろ協議を進めまして、もつと科学的にとつたらどうかということを話して帰つたのであります。

○堤委員 菊田委員から共産党を故意に何か知らないけれども、派遣委員からはねられたというお言葉があつたのですが、これは数の政治ですから、私たちがよくにきかせることはありますし、非常に同情はいたしますが、共産党が三十五名、わが党が四十八名といふのは、それこそ厳密なる事実でありますので、これはどうにもしようがないと思つたのです。それでどうかそういうふうにひがまないようになつていただきたいと思います。そうでないといつても、ごた／＼して不明朗になると思つたので、それでこれからは委員派遣といふことがたび／＼あることと思つたので、当委員会としてそういう点について特に考慮する御意向があるならば、方針をはつきりきめておいて、明朗にやるようにしていただきたいと思います。

○堀川委員長 その点はただいまお話の通り、議会政治でありますので、どうしても数の比例が第一の基礎になると思つて、それで野党の方において、社会党なり民主黨なり、国民協同黨なり、あるいは自由黨の方で共産党

にお譲りになるといふときは別問題といたしまして、そうでない限りは、数の問題で行くよりどうしようがないじやないかと思つております。

○菊田委員 堤さんがどういふことをおつしやろうと自由ですが、私がこゝで感想を述べるとも自由だと思つた。それで、そういうことはあつたけれども、事實ははつきりしたことはないうといふことぐらいはあつてもいいと思つたので申し上げたわけであつた。けれども、いづれ詳しい報告書を出すとおつしやつておられますから、それを見ました上で、また御質問申し上げたいと思つた。

位を占めるものであるといふことがうたつてあるのをごさいます。従いましは、扶助の中の本格的な法律であるとして、存するのをごさいます。それで昨年社会保障制度審議会におきまして、生活保護法の改正について勧告を行つた次第でございまして、まず第一に伺いたいのは本勧告と今回提案された法案とどういふ関係に相なつておるか、どういふ違いがあるかといふ点についてお示し願ひたいと存じます。

○堀川委員長 次は生活保護法案を議題といたしまして質疑を行います。通告順によつて質疑を許します。なお厚生大臣は今閣議中でありまして、済み次第出席されるのであります。青柳一郎君。

○青柳委員 生活保護法の審議を行われる機会は今後とも相当あると思つたので、私は本日は大きい問題のみにつきて、御当局の御意見なり御態度を伺つておきたいと思つた。

○青柳委員 生活保護法の審議を行われる機会は今後とも相当あると思つたので、私は本日は大きい問題のみにつきて、御当局の御意見なり御態度を伺つておきたいと思つた。

の第二十二條におきましては、「市町村長又は社会福祉主事から求められたときは」云々という事項が入つたこととございまして、しかしこれはその精神におきましては、勧告の精神を無視したものでないかと考へておるのであります。あくまでも公益扶助は、公のつくりした責任を持つてやるという趣旨のもとに立てたものでございまして、この旨を特に強調する趣旨からいたし

まして、この字句を入れたわけではございません。従いまして市町村長または社会福祉主事というものは、民生委員に協力を求める必要がある場合において、必ず求めなければならぬといふことは、当然のことであらうといふふうに考へます。またそういうふうな指導いたして参りたいと考へておりますので、この点については勧告の趣旨を十分盛つてある。特に勧告におきまして、民生委員に事務的な重い負担をかける、公の責任でやらなければならぬといふ現状を改めるべきであるといふ御主張にも、十分沿うようにいたした次第でございまして。

なおもう一つの点は、経費の負担の点でございまして、経費の負担区分につきましては、現在の地方財政の状況にかんがみまして、国、都道府県、市町村の分担の關係についてこれを變更する必要があるのではないかと考へて、先般社会保障制度審議会におきまして勧告がございまして、その勧告の趣旨に従いまして、おおむねその規定が設けられておるわけでございます。勧告の趣旨と若干異つておると思へられますのは、第一が保護の機關の中で、民生委員の問題でございまして、この法案の第二十二條におきましては、「市町村長又は社会福祉主事から求められたときは」云々という事項が入つたこととございまして、しかしこれはその精神におきましては、勧告の精神を無視したものでないかと考へておるのであります。あくまでも公益扶助は、公のつくりした責任を持つてやるという趣旨のもとに立てたものでございまして、この旨を特に強調する趣旨からいたし

○青柳委員 第二に承りたい大きい問題といたしましては、今回の生活保護法は、憲法第二十五條、国民は、健康にして文化的な最低生活を営む権利を有するといふ規定に應じまして行われたこととございまして、この点につきましては、初めてこの生活保護法が生活保障の線に進もうとしておるものと存じまして、はなはだ御同慶にたえない次第でございまして、つきましてここにひとつ問題が起ります。それは何かと申しますと、日本においていゝゆる最低生活とはいふか、日本においていゝゆる最低生活の基準をいかにするところに置くべきかといふ問題でございまして、この問題につきまして、御当局の御所見を承りたいと存じます。

○木村(忠)政府委員 最低生活の基準といたしましては、一応抽象的な規定をこの法には設けたのであります。現在の最低生活がどの程度のものでなければならぬかといふことにつきましては、客観的には一応きまつたものがあるものといふふうに考へられるのであります。それがどこに線を引くべきであるかといふことについては、現在の状況といたしましては、はつきりこたといわれる的確なる資料がまだできておらないのであります。従いましてわれわれといたしましては、この最低生活の線といふものは、できるだけ高い線まで持つて行きたい。もちろんこれは国民の平均の生活水準といふものは当然であります。それは平均の水準に達するほどの程度のことと考へて、その最低基準になるかといふことにつきましては、まだ十分なる研究ができておりません。従いまして現在では、できるだけ従来の基準をなお合

理的に高い基準にまで引上げるといふ努力をするというものが、この際われわれとしましてはやらなければならぬことであるといふふうに考えている。もちろんそれと並行いたしまして、最低生活の基準を確立するという面にはできるだけ努力したいと思つております。

○青柳委員 最低生活の基準の問題につきましても、いろ／＼こまかい問題がございますが、本日は大づかみに当局の御所見を承ることで進めて行きたいと存じます。

次に承りたいのは、これは前のと申しますが、現行の生活保護法にもございまして、今回の改正されんとする生活保護法にも、無差別平等の原則がうたわれておるのでございます。この無差別平等の原則につきまして、実は私は疑点を持つてゐるのでございまして、どういふ人々、どういふ悲惨な目にあつてゐる人、どういふ階級にある人、その人々、どういふ階級の保護を要するといふこともいけません。これはよくわかるのであります。ただ無差別平等といふものが、機械的に形式的に考へらるおそれがあるものでございます。たとえば未亡人の問題をとつて考へて参りますと、先般未亡人の福祉法案が、あるいは今国会に上程されるやもしれないといふようなことを聞いたのでございまして、未亡人といふ方々は家庭に男を持たない、物質的に力も足りない、また精神的な面におきましては他の壯年男子を控へてゐる家庭よりは弱いのであります。そういう点から考へまして、実質的にそういう弱い階級には強い保護を要する。弱い程度が高ければ高いだけ大きい保護を

與えるといふように、実質的にこの無差別平等の原則を配すべきではあるまいか。身体障害者の福祉法ができました。これまた他のりつぱな手足を持ち、りつぱな機能を持つてゐる人に比べて弱いから、それだけよい保護を加へるという考え方でありまして。私はこの無差別平等の原則を、現在普通に解釈せられておられますよりも実質的に考へてみたいと存するのでございしますが、当局の御所見を承りたいと存じます。

○木村(忠)政府委員 無差別平等の原則に對しまするたゞいまの青柳委員の御意見は、まことに同感でございまして、無差別平等と申しますことは、すべて均一に保護するという意味ではないのであります。保護の必要の程度に應じて保護するというのが、この無差別平等の原則の根本的な考え方であるかと考へております。従ひまして特に今御指摘になりました未亡人について、特に弱い点がある。その弱い点を補うといふ点は、当然これに加味しなければならぬものであると考へるのであります。本法におきまして特にこの点を明らかにいたしたいと考へまして、法案の第九條におきましては「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の實際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行ふものとする。」といふ原則を掲げたものであります。ただいま御指摘になりましたが、これは趣旨から出たものであります。ただいま御指摘になりましたが、これは趣旨から出たものであります。用して行かなければならぬものといふように考へております。

○青柳委員 次に承りたい点は、この法案によりますると、不服申立ての道

が開かれたのであります。第一に都道府県知事に対し、第二審として厚生大臣の裁決を仰ぐといふことに相なつてゐるのでございまして。外国の例を考へてみますと、アメリカあたりではこゝういふ不服の申立てについては、裁判所の最終審まで訴へることができるといふことに相なつてゐるやうに聞いておるのであります。法律によりまして生活を保障するといふ面から申しますれば、その方が考え方としては正しいのではあるまいかと私は思ふのであります。ここに私の疑念を晴らしていただきますたいのであります。

○木村(忠)政府委員 不服申立ての制度を設けましたことは、裁判所に對しては決してないのであります。法の第六十九條におきましては、この不服申立てといふものによりまして、これが裁判所に訴へることを提起することについてさかにする規定を設けたわけでありまして、この規定がなくとも当然なことであるといふふうに考へられるのであります。特にその旨を法律上明らかにしてございまして。なお裁判によりまして、その救済ができるにもかかわらず、なおこのほかに不服の申立ての規定を設けましたことは、裁判の手続によりまして、不服の申立ての方が行政庁の反省を促すといふ意味において、さらに有効適切にこの保護が行われるといふふうに考へられますので、裁判所の手続のほかにこの規定を設けたわけでありまして。

○青柳委員 たゞいまの点はよくわかりました。次にこゝういふ生活保護的な制度は、情民を養成するおそれがある

のでございまして。現に現在の生活保護法、または改正せようとする生活保護法におきましても、働いて収入があるのとそれだけ生活保護の額を減らされるというところに相なつておるのでございまして。昨年来御当局の御努力によつて、三、四百円程度はそれが緩和されたことを承知いたしておるのでございしますが、昔イギリスに行かれたやうに、情民を養成するのに終つてしまふやうなことに相なつては、はなはだ相済みないのであります。その点について御当局の、そういうやうな弊害を阻止するために考へておられる点をお示し願ひたいと存じます。

○木村(忠)政府委員 御趣旨はまことにこゝもつともでありまして、もちろんこの扶助といふのは最後の扶助でありまして、あらゆる他の手段を講じた後に保護が行われるといふふうに考へるべきであると思つております。この点は今の点とは若干違ふかと思ひますけれども、この法案におきましても第四條におきまして、この保護が最後の補完をするものであるといふやうな規定を設けておるのであります。従ひましてたゞいま御指摘のございましたやうに、勤勞意欲を失わせることのないやうにするといふことは申すまでもないことではあります。ただわれ／＼といはしたしては、勤勞を強制することにはたしてどうかといふふうには考へますが、あくまでも勤勞意欲を伸ばして行くやうにする。しかも勤勞によつて、そのためにこゝろが不利になるやうなことをないやうにしなければならぬので、この点は第九條の必要即応の原則といふ点から考へても、勤勞いたした者に対する考慮といふことに

は、努力しなければならぬといふことになるだらうと思ひます。要するにこのことについては、今後の運用につきましまして十分に考へて参りたいと思つております。

○青柳委員 次に質問いたします点は、実施機関、補助機関、協力機関、こゝう三つの機関がございまして、その中の協力機関たる民生委員についてでございます。民生委員の方々が今まで、方面委員時代から非常に御苦勞なされて、たゞいま触れました勤勞意欲を阻害するといふやうな問題につきましても、生活指導の面でも、お骨折りになつて、そのために日本の生活保護制度は、外国のやうに情民養成の弊に陥つて来なかつたのであります。この点は方面委員、民生委員の方々の御功績非常に大きいものがあると思ふのであります。この民生委員制度が今度の改正法案におきましては協力機関と相なるのであります。一段格下げといふやうな気がいたします。しかもこの法文によりますると、「市町村長又は社会福祉主事から求められたときは」といふやうにありますが、方面委員の方々は積極的に働いて意欲を持つてゐるのであります。それを求められたときは働くのだといふ消極的なものにしたくない氣持がするのであります。しかも民生委員は協力機関である。協力機関と言つても公の機関であります。公の機関たる以上、実施機関たる市町村長の監督を受けるのは当然であります。監督を受けながら仕事に當るのでありますから、求められたときはといふことをしてこゝろが害き上げなくとも、市町村長の監督下に働くことは協力機関として当然であるので、この字

句につきましては私はいらぬものと思ふのであります。それは私の意見としてこの段階ではとどめておきます。伺いたいことは、ただいま申し上げましたように考えて行きますと、民生委員の意欲を養へて行くおそれが十分にあり得るであります。私は現在の段階においては、やはり民生委員の力を借りて情民養成にならないようにしたいという存念に燃えておるのでございませう。お話のように民生委員がいろいろむずかしい事務から解放せられ、という点は非常にけっこうであります。この民生委員の意欲をますます高めてこそ、現在の段階——将来はこの法案で考えておりますように、理想的に責任をもつて仕事をやるということになるのであります。現在の過渡的段階においては、やはり方面委員の人に相当働いてもらわなければならぬと思ふのであります。私はこの過渡期におきまして、将来今考えておられる制度がでるまでの過渡期におきまして、民生委員の意欲を抑えることのないようにしたいと思ふのであります。そういうおそれがあるのです、その対策について考えておられる点を承りたいと存じます。

○木村(忠)政府委員 御心配なこともつともでありまして、われ／＼もこの規定をいたしますについては、その点について非常に心配いたしておるような次第でございます。民生委員を協力機関にいたしましたことは、われわれといたしましては格下げではなくて、格上げのつもりでおるのであります。と申しますのは、民生委員は従来市町村長の補助機関、すなわち下の機関ということになつておつたのであ

りますが、協力機関と申しますと、横の立場になるわけでありまして、平等の立場に立つというところをお考えいただきたい。従つて民生委員は、従来の市町村長の吏員という立場ではなくて、市町村の横の機関になるというところに私ども考えておるのであります。実際にそういふように運営して参りたいと思つておられます。従つて市町村長との補助機関としての社会福祉主事というものは、上下の関係になつておまして、これがそれ／＼の責任でもつてとにかく全責任をもつてやり、民生委員に責任は転嫁しない。しかし実際問題といたしましては、その責任を転嫁せずにはやることが、どうしても民生委員さんの協力を求めなければならぬという事態があるし、また民生委員さんの実態からいいますれば、協力を求めなければならぬ場合が非常に多いと考へておられます。従つて求められたときはというところが書いてありますのは、法律のあやでありまして、実際問題としては求める場合がきつめて多いし、また求めなければならぬという場合が多かるうというふうに考へておられます。従つてわれ／＼といたしましては、民生委員さんの方々に對しては、この趣旨につきましては十分に徹底するようにしたいと考へておるのでございます。なお民生委員さんの本来の仕事というものは、救護法の制定以前から、方面委員というものができまして以来の民生委員さんの仕事、これは民間にありまして、民間のほんとうに困つた人たちの代弁者となつて、また民間のそういう困つた人たちの立場に立つて弁護すべき弁護士の

ようなものである。そういうような立場から、いろいろと従来お仕事をしたり、またこれに對しまして、救護法とか、あるいは生活保護法の適用のない場合におきましては、その法にかゝる保護を與えておられる。従いまして今後におきまして、生活保護法なり、あるいは公の扶助の關係では、十分盡し得ない部分にあるものにつきましては、民生委員さん方になおやつていただくわけでありませう。それらをやつていただく方々と、公の扶助という一つのきまり切つた型のものをやります方の間におきましては、常に密接な協力關係がなければならぬ。この關係は十分明らかにするにやうにして、今後は両者が相提携して、日本の社会事業制度の全般をうまく運営いたして行くようにいたしたい。かように考へておる次第であります。この点につきましては、今後逐次その方面に向いて、円滑にやつて行くようにいたしたいと思ひます。もちろん御指摘になりましたように、この転換期におきまして、民生委員さん方の中に、非常に新しい方におかれては、そういう古い昔からの方面委員さん方のやつておられたような仕事につきまして、十分御理解が行つてない方がないことは、と申します。非常な最近公の扶助の事務を多く負担せました關係上、ほかに手が出なかつたという方々につきましては、今後もうそういう方面の新しい分野と申しますか、本来の分野の方に十分働いていただくというようにいたしまして、この点の關係を円滑にして参りたいというふうに考へておるのであります。

○中川委員 ただいま青柳委員から御指摘になりました民生委員との關係でありませう、実は先般われ／＼厚生委員は、議員会館におきまして民生委員との懇談会を開いたのであります。そのときの話を要約いたしますと、全国十三万の民生委員というものがあつたが、この民生委員は、今回の生活保護法の改正について、先ほど青柳委員から御指摘になつたような、いわゆる従来の仕事から格下げされたという觀念を持つておる。ただいま局長のお話を聞きますと、格下げでなく格上げだといふことでもありますが、しかしいづれにいたしましても、従来自分らが積極的にやつていたことが、今度は指揮命令によつて動かなければならぬといふような觀念を持つておる。そこでこの転換期でありますから、もちろんいろいろな弊害が起ることはやむを得ないのであります。どうかひとつ青柳委員から御指摘になりましたように協力の意欲を減退させないような方法を特に研究をしていただきたい。こういうことを私は要望いたしておくものであります。

ちやうど大臣がおいでになつておりますから、これは大臣に特別お願いをいたしたいと思ふのであります。従来行政官庁でやつておられます仕事を見ますと、たとえばこの法案はどうか知りませんが、いづれの法案にいたしましても、もうすでにGHQのオーケーをとつておるのだから、このままで押し通してもいいやうなやうなことがしばしばあるのであります。そこで私は先般考へておるのであります。私が、むしろ現在こういう法律を改正い

たしますのは、議會でわれ／＼がやらなければならぬのであります。日本立法機關は、名は立法機關でありませうが、實際の立法は行政府でやつておられるのであります。そこで案をおつくりになりましたならば、GHQへお持ちになる前に、委員會にお示しを願つて、そして行政官庁と議員との間に十分に話し合ひを進めた後に、司令部の方へ持つて行つていただくということができないものでありませう。実は行政官庁には有能な人ばかりおられますから、そういう間違ひはないかもしれませうが、しかし私はやつと黙つて聞いておきますと、おそろく行政官庁の諸君の中にも、われ／＼委員からのいろいろな質問、並びに意見を具申したのを聞きになつて、それはこういうふうな改正した方がよくはなかつたかなといふことを感ぜられる場合もあると思ひます。しかしながら、もうすでにオーケーをとつたのだから、これでひとつ押し通そう、こういうやうなことがしばしば見られるのであります。そこでこの問題につきましては、私が先ほど申上げますように、特に厚生委員會というものは、各党とも非常に和氣あい／＼でやつております。しかもわれ／＼いただくところの厚生大臣は、最も人格高潔にして圓滿な方でありませうから、この林厚生大臣のもとにおいて、われわれは喜々としてこの厚生委員會の成果をあげたいと心がけておりますので、そういうことができませんならば、どうぞひとつこれをやつていただきたと考へるのであります。また予算なんかの面につきましては、これはもう予

算はとれないのだということは、私はしげく行政官庁から聞くのでありますが、私は先般衆議院にわたつてこのことについて意見を申し上げたのでありますけれども、あなた自身は、予算がとれない、予算がとれないとおつしやるが、予算をとるのは何もあなた方だけじゃない。われ／＼委員にもどうして協力させてもらえないのか。こういう大事なことであるからとつと予算をくれというのを、われ／＼委員も結束して、大蔵省なら大蔵省に折衝して、厚生省の予算、ことにこういう社会施設なんかについては、余計とれるように協力したいという意欲を持つておるのだが、それを官庁だけで予算の折衝をなさつて、予算がとれないから、これでがまんせよと言うことは、一方的ではないか。いやしくも民主国会においては、さようなことはあり得べからざることにやないかということ、私は実は申したことがあるのであります。林厚生大臣のもとにおきまして、厚生省の方々とわれ／＼委員とは、すべてが円満に行つて、厚生省の予算は、社会事業その他いろいろな厚生事業に対して非常によくなつたというふうな、他の省に先んじて、他の省の模範となるような方向に持つて行きたい、かように実は私は念願いたしております。これは決して私の不平でも何でもないのであります。林厚生大臣のもとにおいて、厚生事業が円滑に行くことを、国家のために希求するがゆえに、特にお願いする次第であります。

○提委員 ちよつと関連して……。私もまつたく中川さんと同じことを申し上げたいと思つておりました。厚生大臣は次の質疑応答のときには必ずお出ましになるでしようか。お出ましにならないならば、厚生大臣に対する質問を特別に区切つてやらせていただくことを委員長におとりはからいを願ひたいと思ひます。お忙しい方で、あちらこちらかねておられますから、厚生委員会など捨てられる危険なきにしもあらずでありますから、その点ひとつお願いいたします。それから中川さんから御意見が出ましたが、ああいうことが御党から出るというのは、実に愉快だと思つて私は聞いておつたのです。二言目には、生活保護法の改正によつて庶民階級を救つてやるといふことを、御党は至るところで振りまわしておられる。これは非常に重大な改正法案であつて、オーケーをとつてしまつてから皆さんに審議しろと言つても、予算のやり直しもできない。一言一句改正できないようにしておいて審議をやらせてもつても始まらない。お前たちが一ぺん審議したらオーケーのとり直しをするといふのでなければ、ここで幾らしやべらせても国民のためにならない。だから私は厚生大臣に野党として強く要望しようと思つた。はからずも御党からこういふお声が出た。そして今までの厚生委員会といふものは、大体においてそうまじめにやられておらなかつたらしいですから、これくらいのイニシアチブをおとりになつたら済んだかもしれませぬが、今後厚生行政といふものは非常に大切でありますから、そう簡単なものばかり寄つて参りませぬ。私は引下つて簡単に、これをオーケーのままに通すというような審議にたくないと思つております。この点重ねて私の方か

らも、中川さんと同じ趣旨のことを要望したいと思つております。大臣がお見えにならないならば、今ここで質問を集めてさせていたきたい、かように考えます。

○林國務大臣 ただいまの御趣旨はよく私もわかりますが、ただそれができることとは思ひますが、いろ／＼予算をつたり、あるいはその筋に折衝いたします上においては、実際としてはない／＼むずかしいのではないかと。それで平素とく親しく願つておるわけですから、いろ／＼な点で御要求がございまして、御遠慮なしにわれわれの方とお打合せを願う。なお御審議いただきまして上におきまして、訂正をなさるといふ事柄については、私ども決してやぶさかではございません。どうかこの点御了承願ひたいと思ひます。

なお私の出席のことでございますが、ちようどいろ／＼の委員会でもつかりました。何かいたして困ります。御要求があれば——と言つては語弊があるかもしれませんが、なるべく皆さんのお話し——私は御承知の通りしろつとあります。政府委員の方か

らお答えをさせていただきます。お答えができませんことは、政府委員の方か

○中川委員 ただいま大臣から非常に突のあるお言葉をいただきました。恐縮いたしましたのでありますが、まつたく仰せのように、大體議員は偉らうなことを言うのですが、不勉強なんです。そこでこういうような問題につきまして、一々議員に相談をしておられたら、手遅れになるということは、実は考えないでやらないのであります。しかし特に重要な問題につきましては、司令部にお出でになる前に、実はこういうものをやろうと思つたのだが、というこで、せめて理事会ぐらゐにでもお諮りをいたしたい、こちらの意見もそれに織入れていただいて、オーケーをとつていただくとしよう。ことに、今後お進みをいただいたらどうかと思つたのです。お前らの意向を聞いて、悪かつたら、それは訂正も、さらにオーケーの取直しもできるとおつしやるのであります。しかし実際の問題といたしまして、そういうことは煩雑でもありません、またなか／＼當局の方にしてみれば、おつづくことになる場合があるのではないかと思つたのであります。そこで特に重要な問題等につきましては、でき得るならばひとつ事前に御協議を願ひまして、円滑に行くように、これは私は先ほど来申し上げたように、厚生行政だけは、林大臣のもとに一致して、他の委員会のようにけんかをやつたり、わい／＼さわいだりしないような方向に持つて行きたい。これは林大臣のお顔をつぶしたくないという私どもの気持から、特にこれを申し上げるのですから、どうか誤解のないようをお願いしたいと思います。

○青柳委員 それでは質問を続けさせていただきます。次に承りたいのは、生活保護法と未亡人救済との関係でございます。手元に参つております資料の第十三ページによりますると、十四歳ないし十五歳、

十六歳ないし二十五歳、二十六歳ないし六十歳という三段があります。それで十四歳から六十歳までのものを拾ひ上げてみますと、男の方は二十二万生活保護法によつて保護を受けております。御婦人の方はその倍の四十五万といふ数になつてゐる。これから見ましても、生活保護法が実に婦人救済法であるといふようなことも言えると思つたのであります。そこで私は御質問いたしたいのであります。これはたしか昨年の九月の御調査であつたと思つたのであります。私の記憶にしてあやまちなければ、その当時生活保護法によつて保護を受けている世帯が五十万、その六五％は婦人を世帯主とする世帯、すなわち未亡人世帯が六五％と聞いておつたのであります。しかるに今聞かれました資料の十四ページを拜見いたしますと、このへからまでの間であります。これがいわゆる未亡人世帯であると思ひます。世帯の数が約五万減つておられます。四十五万七千世帯と相なつておられます。そのうち未亡人世帯が四八％、六五％であつたものが四八％に下つてゐるように思つたのであります。私どもは、この生活保護法が未亡人救済に非常に役立つものである、政府の他の施策、住民税の軽減において、あるいは母子寮の増設において、政府が未亡人の保護に非常に努めておられることは、うれしく思ひますとともに、この生活保護法が未亡人をよく救つてゐることを喜んでおつたのでございますが、こういうふうな現象センターが減つて行くという現象は、いかなるところにその原因があるのか、それについて承りたいと存じます。

○木村(忠)政府委員 前に申し上げました要保護世帯の中で、女子世帯のものが六五・七%とありましたものと、ただいまお手元に差上げております資料の被保護世帯の構成別によりますものと、意味がかわつておりまして、前の方の六五・七%という資料の方は、全体の世帯の中で女が世帯主になつてゐる家が全部入つております。従ひまして未亡人ではないものも——未亡人には違ひないのではありませんが、いわゆる未亡人世帯と考えられないもの、いわゆる子供を持たない女一人の世帯もあります。もう年寄りになつてしまつて、一人になつてゐる女の世帯もあります。そういうものを含めたものが六五・七%でございます。その中で特に考えなければならぬもの、未亡人であつて、子供を抱えておつたり、あるいはこれは未亡人ではありませんが、病気の夫を抱えてゐる女の人とか、あるいは不具廃疾の者を抱えてゐる女の世帯といつたようなものが、四八・一%ということがございます。なお女世帯主の数はどちらかと申しますと、逐次ふえて来ているというのが実情になつております。今資料を持つておられますが、若干ずつふえてゐるよう聞いております。

○青柳委員 次に伺いたいのは、この生活保護法と失業者との関係であります。この予備審査の際に、共産党の方々の話を聞いてみると、非常に間違つた考え方をしておられるのであります。失業すればただちに生活に困る、ただちに生活保護法が發動するというふうなことを考へておられるような言辭があります。私もそれは考へません。六箇月の間は失業保険によつて給

付も受けます。またその後におきましても、財産のある人、ない人いろいろあります。その後に至つて、失業保険が切れてから、次第々々に困つて行つて、ある段階に行つたときに、初めてこの生活保護法の發動があるものと解釈いたしてゐるのでございます。しかも多数の失業者が今後出て来ることを予知されてゐるのでございます。政府御当局におきましては、どの程度の失業率をこの生活保護法で保護するといふ点について、数字的な何ものかを持つておられるならば、はなはだ仕合せだと思ひます。その点を伺いたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 失業者の数につきましては、この前も申し上げたのでございますが、失業者が何人いるかといふことは、表面に現れた失業者と、隠れた失業者といふものがございます。この点を的確にいたしなかつたことは、きわめて困難ではなかつたかと思ひます。たとえば行政整理によりまして、人がある程度整理されたといひましたとしても、この整理されたものが、それではもう明日から職業につかないで、収入の道が全然ないかと申しますと、必ずしもそういうわけではないのでございまして、行政整理の人間の数が失業者の数にすぐなるというわけでもございせん。また会社等で整理がありまして、その整理の数がすぐに失業者の数といふことにはなりません。結局失業者の数がどのくらいかといふことは、失業統計を見る以外には方法がないのではないかと申してございまして、この失業統計によりまして、現在われ／＼の方で一番信頼の置ける失業統計は、総理府統計局で出してござい

す労働力調査、こういうものが一番確かなものであらうといふふうに考へますが、これが最近の状況は、昭和二十四年の初めから現在十一月までわかつておりますが、これまでの状況を見ますと、大体三十万から四十五、六万の間を上回つておりました、必ずしもふえてゐるという傾向はないのでございまして、今後これがどういふ上昇傾向をとつて来るかにつきましては、われわれ十分見守つておなければならぬと存じますけれども、現在のところ、これがどういふふうによつて来るかはまだ認定できないのであります。これは表面に現れた完全失業でありまして、表面に現れない潜在失業がどのくらいにかつてしまつては、これは議論になりませんし、われ／＼として一応の推定はございしますが、政府としての見解を發表することはできないのであります。ことにこれは厚生省の担当としております労働省の見解を開かなければならぬのであります。労働省の見解によりまして、的確な数字をつかむことができないのであります。一応の事務的な、内部的な資料はございまして、けれども、そういうものによりまして、一応失業対策でこれをカバーして行くといふのが向うの建前になつておられます。従つてわれ／＼といたしましては、これを基礎として施策を立てて行くことはできませんし、この数字を外に出すこともできないという実情になつております。ただわれ／＼といたしましては、今後失業はある程度ふえて来ることは見込まなければならぬと考へておまして、二十五年度の予算におきましては、その点を若干加味して一応考へてゐるというふうに御了

解願したいと思ひます。

○青柳委員 私は日本の経済力が次第によくなりつつある。従つて一般的には生活保護を受ける人は少くなる傾向に一応あると考へるのであります。そこに生活保護を受ける者が少くならない、あるいはふえて行くという原因の主なものとしては、失業を取上げて考へなければならぬと思つております。そのために結果的に申しますと、生活保護を受ける人がふえて行くだろうと思つてあります。そのふえて行つたときの御用意について聞きたかつたのであります。ただいま局長から、その点につきましては用意があるというお話でありましたので安心いたしました。

次に承りたいのは、新しく教育扶助と住宅扶助という制度が行われることになりました。ことに教育扶助におきまして、子女を擁しておる人に今までは違つて、單獨にこの扶助のみ與えられるといふことは非常にいいことだと思つてあります。つきましては、少しこまかくなつて恐縮ですが、この教育扶助の額につきましてお示し願ひたいと存じます。

○木村(忠)政府委員 教育扶助につきましては、お手元の資料の二十六ページにありますが、その一番左にありますのが予算の基礎単価であります。そのほかに給食費が加わるわけでありまして、

○青柳委員 私はこれから大づかみの質問を終つて、他日こまかい質問をいたそうと存じます。結局生活保護法が全面的に非常ないい改正ができれば、その基本的なものを伺ひたいのであります。それから提案理由の中に監診治療といふことがございしますが、私の今まで

見ておりますところでは、この規定がなかつたために、最低の診療どころでなく、場合によりまして最高の診療さえも行われておつたということは確かに痛感しておりますから、この方針を示されることは必要だと思ひますが、濫診と申しますことは患者のふえるという事でありまして、必要のない者が診療を受けるはずがないのでありまして、これが強化される場合におきましては、診療を受ける機会が制限を受けるように聞かしまして、ひがみやすい、そういう生活状態にある人たちに、とつて、不幸になりはしないかと思ひます。そこで生活保護法独自の診療方針というものを考へになる必要があるのではないかと思ひます。この法案の内容におきまして、散漫でありまして、五十二條におきましては、国民健康保険が行われておるときは、その診療方針を使われる場合にもありまして、それがない場合には健康保険法が使われる場合もありまして、またそれによることができなければ厚生大臣の定めるところによつておつた、非常にまち／＼になつております。国民健康保険の方針と同じであるとおつしやるかもしれませんが、御承知のように国民健康保険は保険者が区々になつております。地区ごとに多少診療の方針の差異があるのであります。その差異のある国民健康保険の診療方針を用いまして、あるいは健康保険の診療方針を用いまして、あるいは根本理念において違つておるところの保護法の診療方針というものは、その間に少し食い違いがあるのではないかと考へますが、これについてどういふふうにお考へになりますか。

○木村(忠)政府委員 ただいまの点は一応現状と大差のない方針をとつておるわけでありまして、ただこれを法文上明かにしたということになるかと思ひます。もちろん御指摘の通り、生活保護法におきましては最低生活を維持するというのが目的でございますから、その医療内容につきましても、むしろ最低程度の医療に相なる。これは当然のことであると思つております。従いまして、これが最高のものになるというようなことはないようにしなければならぬと思ひます。ただ最低のものが、不完全な医療であつてはならないということも当然であらうと思ひます。そういうような趣旨からいたしまして、一応現在のところでは、国民健康保険の診療方針によるのが一番適當であらうと思ひます。ただ国民健康保険を施行しない場所もございますので、やむを得ない場合は健康保険の例による。かようなことにいたしてゐるわけであります。

○丸山委員 こまかいことはまた将来お尋ねいたします。

○堀川委員長 それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後零時二十一分散会

昭和二十二年四月十四日印刷

昭和二十五年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所